

令和 5 年 9 月 11 日 14 時 00 分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

西武建設株式会社

期間: 令和 5 年 9 月 11 日から令和 6 年 1 月 10 日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

西武建設株式会社が建設業許可部局より監督処分(営業停止45日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 Tel 06-6942-1141

契 約 課 長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建 設 専 門 官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 Tel 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年9月11日
近畿地方整備局

西武建設株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

西武建設株式会社は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

2. 指名停止措置理由

西武建設株式会社が建設業許可部局より監督処分(営業停止45日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：西武建設株式会社

埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

代表取締役 佐藤 誠

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。